



# MOU連絡会

## 【オンライン保税研修】

---

令和4年2月

門司税関

監視部保税地域監督官



# 本日の内容

## 第2部 保税研修

---

### はじめに 2021年非違実績

- 1 保税蔵置場の処分(関税法第48条)
- 2 非違事例(輸出入別、NACCS管理、誤搬出、未許可・承認・届出)
- 3 まとめ



# はじめに 2021年 非違実績

	2021年	2020年	対前年比
全国	78件	54件	1.4倍
門司	10件	3件	3.3倍

# 保税研修 1-①

## 👉 保税蔵置場の処分

※補足

- 👉 非違とは・・・法令の規定に違反する行為
- 👉 保税工場の処分・・・関税法第61条の4(規定の準用)
- 👉 指定保税地域の処分・・・第41条の2(搬入停止)

### 👉 関税法第48条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

# 保税研修 1-②

## ☞ ※保税蔵置場の許可要件

### ☞ 関税法第43条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 前条第1項の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合
- ② 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合
- ③ 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ④ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2第1項(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ⑤ 申請者が暴力団員等である場合
- ⑥ 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ⑦ 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- ⑧ 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- ⑨ 前条第1項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- ⑩ 前条第1項の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

# 保税研修 1-③

## 👉 保税蔵置場の処分基準(基本通達48-1)

### ① 法48条第1項第1号に基づく処分

処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

### ② 法48条第1項第2号に基づく処分

イ 法第43条第2号又は第6号(同条第2号に該当する者に係るものに限る。)に該当することとなった場合

処分対象 ⇒ 被許可者が許可を受けている全ての許可保税地域

ロ 法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった場合  
(上記イに該当する場合を除く)

(イ) 9号又は10号に該当 処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

(ロ) (イ)以外の号に該当 処分対象 ⇒ 全ての許可保税地域



非違の態様	基礎点数 10件以下
<p><b>1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</b></p>	<b>3</b>
<p>① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を置くこと(法第30条第1項)。</p>	
<p>② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと(法第32条)。</p>	
<p>③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第37条第1項、法第40条第1項(法第49条において準用する場合を含む。))等</p>	
<p>④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと(法第43条の2及び第43条の3第1項(法第61条の4及び第62条の15において準用する場合を含む。))等</p>	
<p>⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと(法第40条第2項(法第49条において準用する場合を含む。))。</p>	

非違の態様	基礎点数 10件以下
<p>⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること(法第41条の2第1項、法第48条第1項(法第62条又は法第62条の7において準用する場合を含む。))等</p>	<b>3</b>
<p>⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと(法第61条第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p>	
<p>⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること(法第62条の3第1項)。</p>	
<p>⑨ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること(法第62条の4第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p>	
<p>⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること(法第62条の5(法第62条の15において準用する場合を含む。))</p>	
<p>⑪ 承認を受けることなく、外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を運送すること(法第63条第1項、法第64条第1項)。</p>	
<p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	





非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
<p><b>2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</b></p> <p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること(法第34条)。</p> <p>② <b>指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事(法第34条の2、法第61条の3、法第62条の7において準用する場合を含む。))。</b></p> <p>③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第44条第1項(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む))</p> <p>④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること(法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること(法第46条(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。))</p>	<p><b>2</b></p>	<p>⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること(法第58条ただし書きに規程する場合を除く。)(法第58条)</p> <p>⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること(法第61条の2第2項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること(法第62条の11)。</p> <p>⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること(法第63条第3項、第5項及び第6項)。</p> <p>⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること(法第64条第3項、法第66条第2項)。</p> <p>⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p>	<p><b>2</b></p>

- 【適用】** ① 複数の非違が行われた場合は、**違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。**  
 ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあつたものとして算出する。  
 ② 上記①の場合、**非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。**
- 【留意】** 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、**これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。**



基本通達48-1(別表2)



加算点数表 ①

【適用】

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の <b>主要な従業者</b>	10

加算点数表 ②

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日(以下「通知日」という。)以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間末日まで	別表1により算出した点数の <b>2倍</b> に相当する数に <b>10</b> を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで(Aの期間を除く。)	別表1により算出した点数の <b>1.5倍</b> に相当する数に <b>10</b> を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の <b>1倍</b> に相当する数に <b>10</b> を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の <b>0.5倍</b> に相当する数に <b>10</b> を加えた点数

加算点数表 ③

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下「最後の日」という)から <b>1年</b> を経過する日まで	<b>10</b>
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から <b>2年</b> を経過する日まで	<b>7</b>
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から <b>3年</b> を経過する日まで	<b>5</b>

基本通達48-1(別表3)



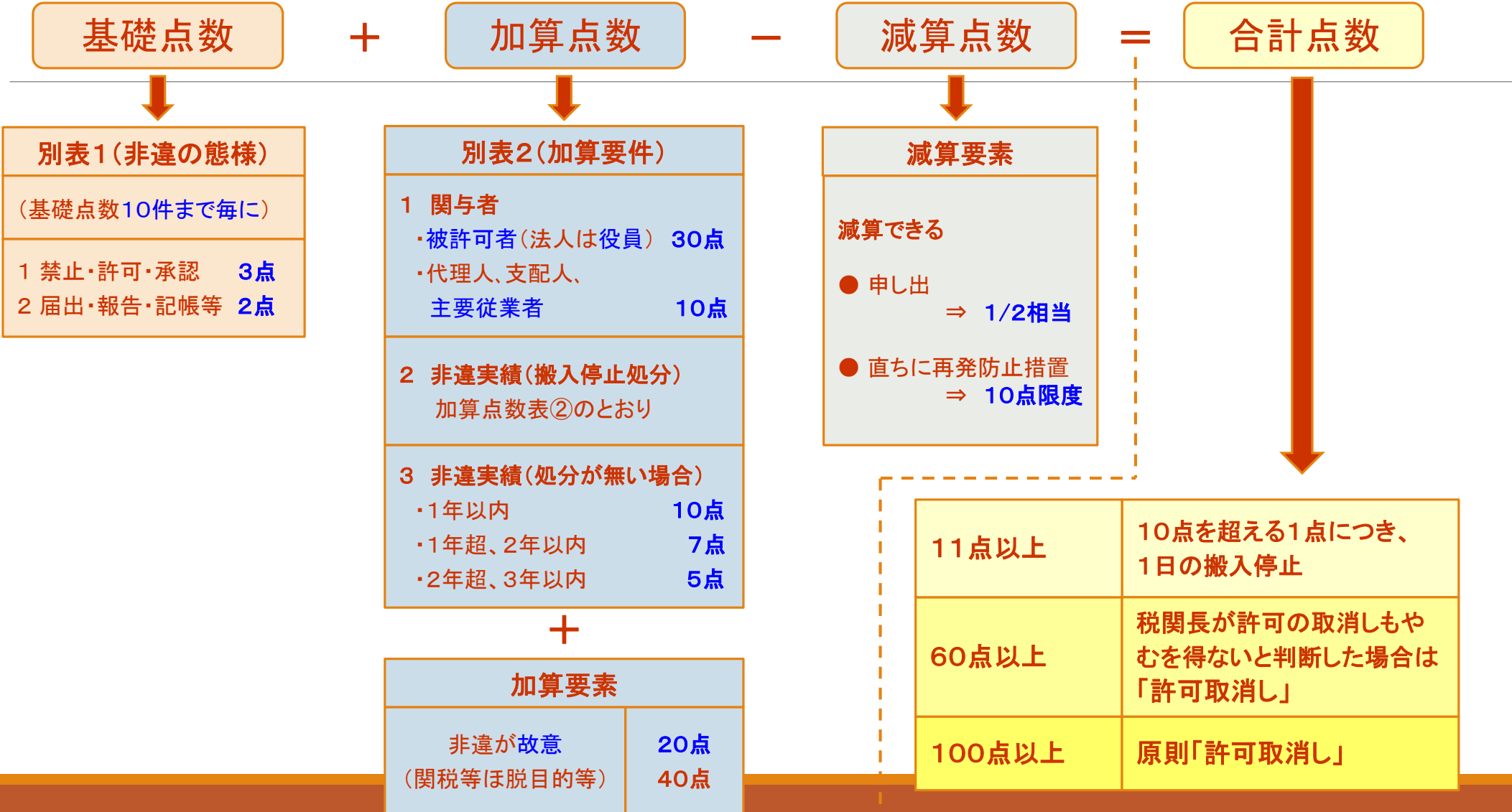
**【適用】** 一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあつたものとして算出する。

罰 条	加算点数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となつた罰条の点数	

# 非違点数の算出方法(1号処分)



◆法第48条第1項第1号に該当する場合



# 非違点数の算出方法(2号処分)



◆法第43条第2号、第6号(第2号該当者に係るものに限る)に該当する場合

違反点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表3	違反点数	
関税法罰条	被許可者	役員等
法第108条の4 法第109条 法第109条の2 (1項~4項)	120点	70点
法第110条 法第111条 (1項~3項) 法第112条1項	110点	60点
法第109条の2 (5項)	90点	50点
法第111条4項 法第112条3項 法第113条	64点	40点
法第112条の2 法第113条の2	36点	28点
法第114条 法第114条の2	16点	8点
法第115条 法第115条の2 法第115条の3	12点	
法第116条 法第117条	処罰の根拠となった 罰条の点数	

別表2(加算要件)	
加算点数表②を準用(過去3年)	
通知日以降	別表3違反点数
搬入停止処分 期間末日まで	×2 + 10点
1年以内	×1.5 + 10点
1年超2年以内	×1 + 10点
2年超3年以内	×0.5 + 10点

減算要素
減算できる
● 申し出 ⇒ 1/2相当
● 直ちに再発防止措置 ⇒ 10点限度

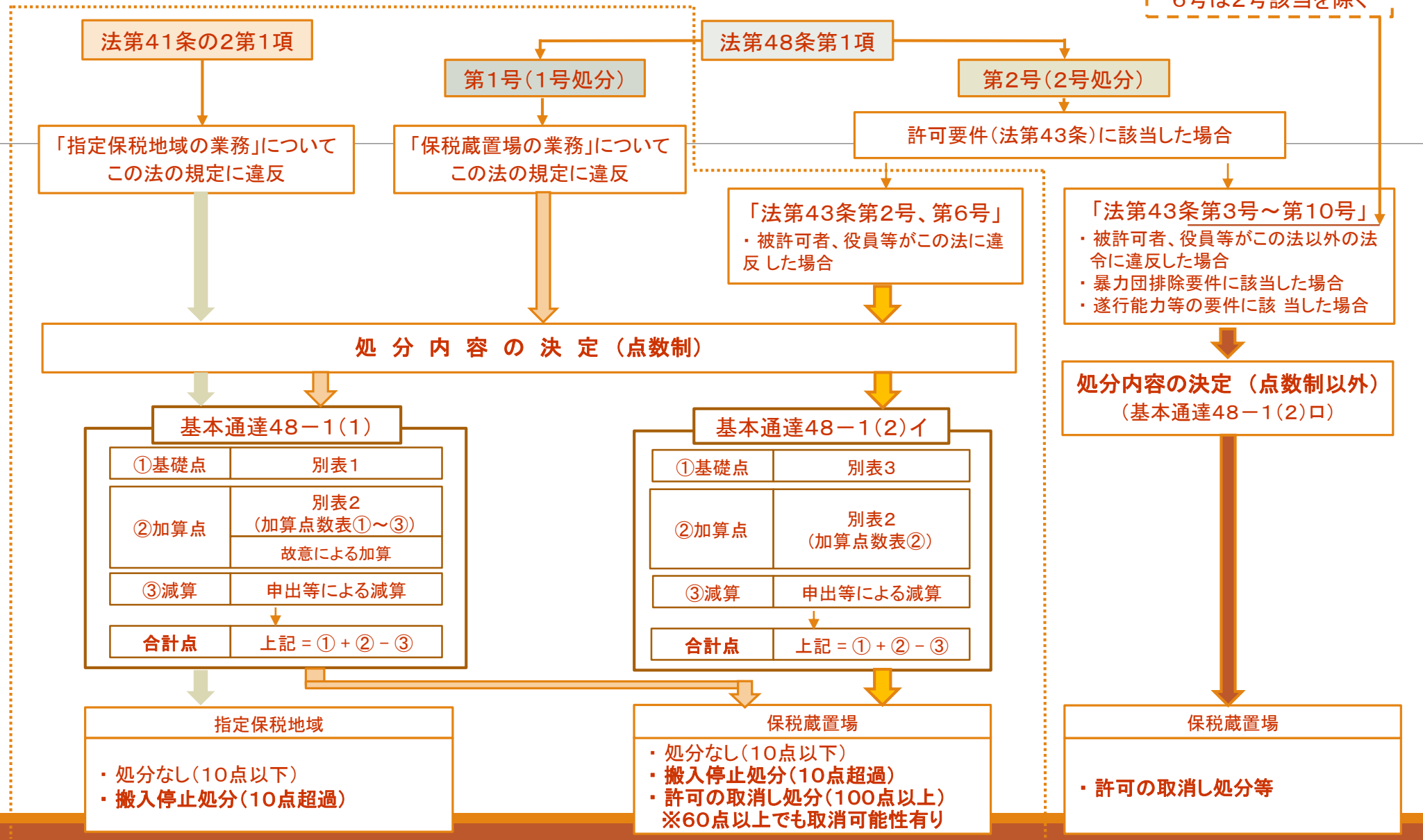
11点以上	10点を超える1点につき、 1日の搬入停止
60点以上	税関長が許可の取消しもや むを得ないと判断した場合は 「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」



【指定保税地域】

【保税蔵置場】

6号は2号該当を除く





## 指定保税地域に係る注意事項

- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

**CY、市営上屋等の指定保税地域の全てが対象**

となりますので注意願います！！

**最悪、物流が  
ストップする！**



## 具体的な点数の算出例(1号処分 記帳義務違反)

処分対象



違反(非違)があった蔵置場のみ

### 事例)

- 👉 NACCS管理資料の取得漏れ 25件
- 👉 自社の内部監査で発覚し、税関保税部門へ申し出た。
- 👉 貨物管理責任者が交替して1年未満。前任者からの引継ぎが不十分。
- 👉 過去に記帳義務違反で搬入停止処分とならない非違があった。(2年半前)

- 基礎点数 : 6点(別表1の2⑪) 📌 25件→10件まで毎に2点…10件10件5件 3回×2点=6点
- 加算点数 : 5点(別表2加算点数表③) 📌 処分を行わなかった非違が最後に行われた日…5点
- 減算点数 : 5点(申出:1/2相当を減算)
- 合計点数 : 6点

■合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

### 【ポイント】

- 保税台帳をNACCS管理資料としている場合には、輸入・輸出・貨物取扱に係る3つのデータを取得することが基本です。
- 担当交替時は引継ぎをしっかりと！ 管理資料取得のチェック、内部監査もそうですが、他の者による確認・フォローが大事！



### 輸入貨物に係る非違事例



#### 事例1)

☞ 混載貨物を取り卸して搬入確認する際にさし札を取違えて貼付し、さらに搬出時に輸入許可書との対査確認を怠ったことで、別の輸入未通関貨物を搬出していた。

#### 事例2)

☞ 現場作業員が搬出関係書類との対査確認を怠り、同様荷姿・同一数量の輸入許可未済貨物を搬出していた。

#### 事例3)

☞ 輸入貨物の一部を滅却することとなり、荷主による検品が終了した貨物を搬入する際、関係書類と貨物との対査確認を怠り、滅却予定貨物と輸入通関予定貨物を取り違えていた。  
その後、輸入許可後の出庫作業においても関係書類と貨物との対査確認を怠った。  
その結果、輸入許可未済の滅却予定貨物を搬出してしまった。

#### 【ポイント】

- 思い込みは危険です！
- 各担当者が業務手順どおりに役割を果たす。指示伝達を確実に行ってください！
- 関係書類と貨物を確実に対査確認してください！



## NACCS管理に係る非違事例

### 事例1)

☞ NACCS管理資料は取得していたが、見本持出確認登録業務(MHO)を怠っていた。

### 事例2)

☞ 他港向け輸入貨物を取り違えて搬入登録し、本来、登録すべき輸入貨物は未記帳のままだった。

### 事例3)

☞ 担当者が連休中のNACCS民間資料の取得を失念していた。  
貨物管理責任者もCPに定めていた取得チェックを行っていなかった。

### 【ポイント】

- 見本持出の搬出日は記帳項目の一つです。見本持出確認登録業務(MHO)を確実にお願いします。
- NACCS管理資料は確実に取得！取得簿をもって二重チェックしましょう！登録ミスや漏れがないか内容も確認しましょう！
- 担当者任せにせず、管理者や他の者がチェックするフォローを忘れずに！



## 輸出貨物に係る非違事例

### 事例1)

☞ 輸出予定貨物の搬入の際に指定された区画の外に仮置きし、その場所にて確認作業を実施して本来の蔵置区画への移動を失念していた。その後、現場作業員に対する作業指示が曖昧で現場作業員は対象貨物を別件の輸出予定貨物と誤認し、別の仮置き場へ移動させてしまった。その結果、A国向け貨物をB国向けコンテナに詰めて搬出していた。

### 事例2)

☞ 輸出許可貨物の荷揃作業時に作業担当者が貨物の一部を置き忘れ、別の担当者が気付いたが作業担当者へ未作業である旨の伝達を失念し、さらに、業務手順どおりに対査確認せず、全て揃っていると思い込み、バンニング作業を指示した。輸出許可貨物の一部が積み残されたが、記帳担当者は全量搬出済みで処理していた。

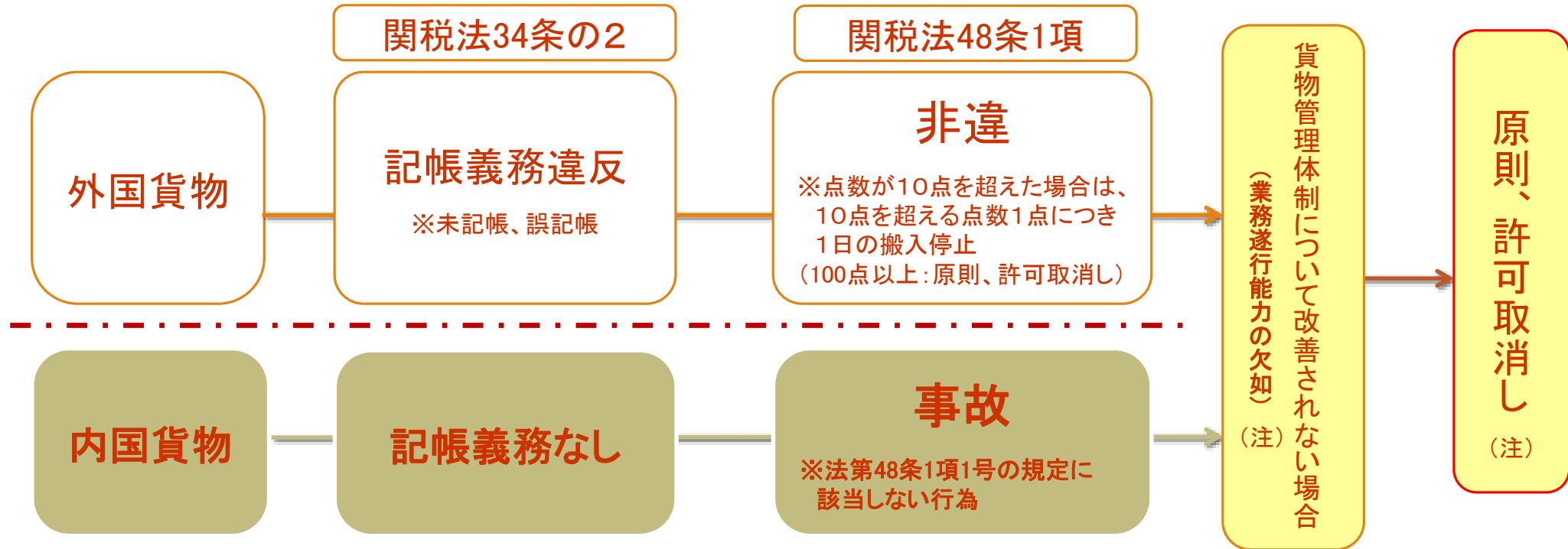
### 【ポイント】

- 思い込み(揃っているはず。××に任せて大丈夫。)はやめましょう！
- 各担当者が業務手順どおりに役割を果たす。指示伝達を確実に行ってください！
- 関係書類と貨物を確実に対査確認してください！

誤搬出（非違と事故）



倉主の過失により貨物を誤搬出した場合の考え方



(注) 貨物管理について、今後、改善が見込まれる等、許可を取り消すことが適当でないとして税関長が判断した場合は、改善に要する日数等を勘案した上で、搬入停止処分。

※ 誤搬出事案が頻発するような許可保税地域については、業務遂行能力がないとして、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。



## 未許可・承認・届出に係る非違事例

### 事例1)

☞ 保税原料のサンプリングにおいて、見本持出許可を受けることなく、搬出していた。

### 事例2)

☞ NACCS管理資料を保税台帳としているが、マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物を蔵置期間の延長承認申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過して蔵置していた。

### 事例3)

☞ 工事届を提出することなく保税蔵置場(屋外部分)に加工場を建設していた。

### 【ポイント】

- 保税地域から外国貨物を搬出する際は税関手続きをお忘れなく！搬出時は許可書類等の対査確認を必ず行ってください。
- 蔵入承認貨物など蔵置期間が長期となるものは特に存在を忘れがち。蔵置期間をしっかりと管理しましょう！  
なお、蔵入承認貨物は手続きすれば、NACCS管理が可能となります。(詳しくはNACCSセンターまでお問い合わせ下さい。)
- 保税蔵置場等に係る貨物の収容能力の増減、工事に関する届出は予め提出してください。
- 保税に関する諸手続きについては、社内研修を繰り返し行い、全員で習熟に努めてください。

### 具体的な点数の算出例(2号処分 許可取消し もしくは 搬入停止処分)



処分対象



許可を受けている全ての保税地域

#### 事例)

- ▶ 従業員が業務上の関税法違反で通告処分を受けた。(関税法第111条 無許可輸入)
- ▶ 会社としても監督責任を問われ、被許可者が通告処分を受けた。(関税法第117条 両罰規定)
- ▶ 従業員の違反行為を報告後、直ちに税関保税部門に申し出た。
- ▶ 直ちに改善策を実行し、社員研修を繰り返し行い、法令遵守を徹底させた。

- 違反点数 : 110点(別表3 処罰の根拠となった罰条の点数) ▶ 法第111条 → 110点
- 加算点数 : なし
- 減算点数 : 65点(申出:1/2相当減算(55点)、改善策を講じたことで10点を限度として減算(10点))
- 合計点数 : 45点 → 搬入停止処分 35日間 (合計点数の10点を超える点数1点につき1日)

■ 今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

#### 【ポイント】

- 合計点数が100点以上の場合は原則として許可取消しとなります。
- 処分の対象は許可を受けている全ての保税地域に及びます。
- 人、組織としても関税法その他法令を遵守してください。

# 保税研修

## まとめ

### 1 保税蔵置場の処分(法第48条)

☞1号処分…業務違反

☞2号処分…許可要件(法第43条)に該当した場合 ⇒ 許可取消し

☛別表1-1:禁止行為、許可又は承認を要する行為 基礎点数10件以下 3点

☛別表1-2:届出、報告等又は記帳を怠る 基礎点数10件以下 2点

☛別表2 :加算点数表(被許可者～主要な従業者が関与、期間内に非違があった場合)

☛別表3 :加算点数表(法第43条第2号、第6号 被許可者、役員等は関税法違反した場合)

### 2 非違事例

☞輸出入、NACCS ⇒ NACCS登録及び管理資料取得、基本動作(対査確認等)の徹底!

☞誤搬出 ⇒ 外国貨物(非違)、内国貨物(事故)⇒頻発は業務遂行能力の欠如!

☞未許可・承認・届出 ⇒ 必要な手続きは予め! 忘れずに! 蔵置期間経過に要注意!

貨物収容能力増減等届(工事届)も要注意! ⇒ 届出が必要か税関に相談。



# その他 (税関保税ニュース)



## 税関保税ニュース 第9号

発行: 門司税関監視部保税地域監督官

### 保税業務検査時での指摘・指導事項について

保税地域監督官が行う保税業務検査では、許可条件や貨物管理が適正に履行されているか、確認しています。今回は保税業務検査の際に「非違」とはなりません。倉主等の方にお伝えすることが多い指摘・指導事項についてご紹介します。

#### 2019年～2021年 門司税関における指導・指摘事項割合



このような指摘を受け、改善がみられ、場合は次回の更新を受けられない、外貨の搬入停止、許可取消の可能性があるから気を付けてね！



- グラフのとおり、内部監査と教育訓練だけで約4割を占めています。どちらも毎年実施することになっていきます！時期を決めて必ず実施してください！特に教育訓練では、CPに届けられた保税担当者及び保税業務委託先に実施すべきところ、一部の担当者だけに実施している事実がありました。
- CPと管理実施の相違とは、例えばCPでは搬入時に書類と対査押印することになっているが実態は押印を行っていない、また、マニュアル管理からNAOCS管理に切り替えているが、CPの改正を行っていないなどです。
- その他の内訳を例として挙げると、
  - ・書き間違いなどの軽微な誤記帳
  - ・保税工場からの積戻貨物を併設蔵置場の保税地域コードで申告している、
  - ・NAOCS管理資料取得漏れ防止のためのチェックリスト未作成などとなっています。

### 国際的なオークション等における保税地域の活用について

- 令和2年から3年にかけて関税法基本通達の一部改正が行われ、国際的なオークション、ギャラリー、アートフェアの開催が保税蔵置場及び保税展示場でできるようになりました。
- 例えば、美術品等を蔵置した状態でオークションに出品し、落札後に輸入または海外向けに積み戻すといったことが可能となっています。
- 詳しくは、最寄りの税関保税担当窓口にお尋ねください。

#### 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

美術品等の国際的なオークションや、アートギャラリーが一室に集まり作品を展示販売するアートフェアについて、外国貨物の搬入や展示ができる保税地域において開催するための許可申請手続き等を明確化(令和2年12月)、保税地域でオークション等を開催した場合、外国貨物の美術品等について関税等を留保した状態で展示が可能となる。



#### 国際的なアートフェア・保税展示場

**保税展示場とは**  
国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

#### 活用事例：アートフェア東京2021

- ・令和3年3月、制度改正後に初めて保税展示場の許可を受けて開催されたアートフェア
- ・東京国際フォーラムで4日間にわたる開催され、約4万人が来場



#### 国際的なオークション・ギャラリー・保税蔵置場

**保税蔵置場とは**  
特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

#### 活用事例：2021東京オークション

- ・令和3年10月、アートオークションとして初めて保税蔵置場を活用し羽田空港第1ターミナルで開催
- ・約200点の出展作品の内、33点が外国から持ち込まれた保税品



#### ◆ 通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

○ フリーダイヤル 0120-461-961

○ 税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/moji/>

○ メールアドレス [moji-hozei@customs.go.jp](mailto:moji-hozei@customs.go.jp)

◆ 相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○ TEL番号 050-3530-8387



門司税関HP